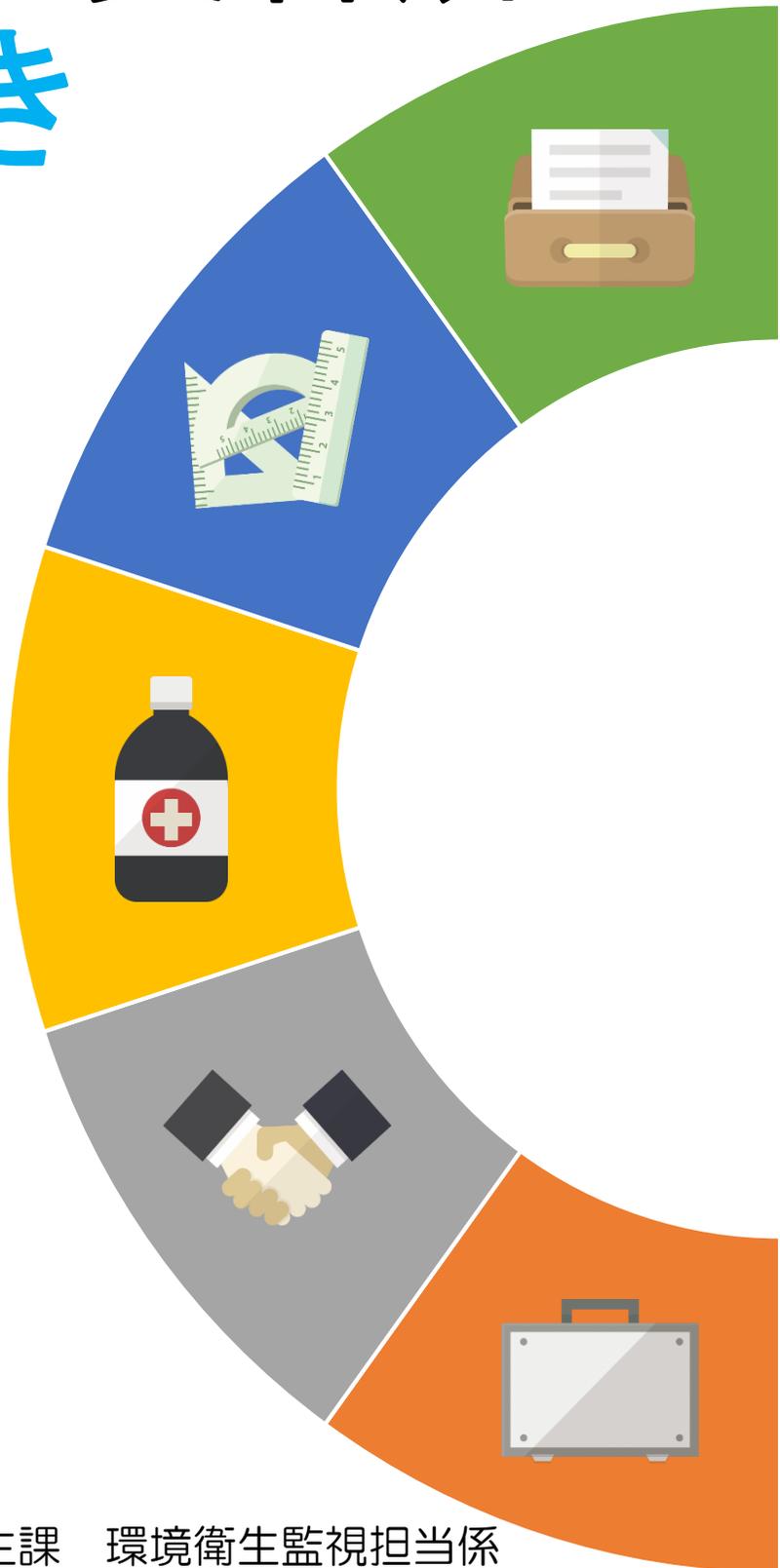


理容所・美容所 のてびき

改訂 第4版

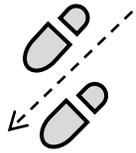
- 1 届出の手続き
- 2 衛生基準のチェック
- 3 器具等の洗浄・消毒
- 4 理・美容所の重複開設
- 5 理・美容師の出張



1.届出の手続き

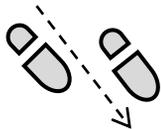
(1) 開業までの流れ

1 事前相談



お店を作ろうと思いついたら、まずは保健所までご相談ください。[図面のご相談は工事着工前](#)にさせていただくと間違いが減ります。

2 書類の提出



必要書類(次のページ参照。)と手数料をお持ちのうえ、保健所まで提出してください。開設予定の[2週間前](#)を目途に提出していただくと、スムーズに進みます。

3 施設検査



施設完成後、保健所の職員が、[面積・消毒設備など](#)構造設備等について検査にうかがいます。

4 確認済証の交付



確認済証の発行には[検査後、数日](#)いただいています。できあがりましたらご連絡しますので、[印鑑](#)をご持参のうえ、保健所までお越しく下さい。

5 開業

確認済証の再発行はできません。[大切に保管](#)してください。

(2) 必要な書類

	届出内容	提出書類等
開設届	新規開設 お店の移転 大規模な構造設備の変更※ ⁴	① 開設届 ② 施設の平面図、附近の見取図 ③ 構造及び設備の概要 ④ 開設者が法人の場合は、登記事項証明書(原本提示)※ ¹ ⑤ 開設者が外国人の場合は、住民票の写し (住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。) ⑥ 理・美容師の免許証(本証提示) ⑦ 管理理・美容師の講習会修了証書(本証提示) ※ ² ⑧ 従業員名簿 ⑨ 健康診断書(理・美容師の全員分)※ ³ ⑩ 申請手数料(16,000円)
変更届	従業者の変更	① 従業者変更届 ② 理・美容師の免許証(本証提示)と健康診断書※ ³
	名称変更	① 変更届
	小規模な構造設備の変更※ ⁴	① 変更届 ② 変更内容の図面
	法人の代表者等の変更	① 変更届 ② 登記事項証明書(原本提示)※ ¹
	伝染性疾病のり患及び治癒	① 変更届 ② 治癒の場合は医師の診断書※ ³
廃止届	完全廃業 改造・新規開設	① 廃止届
承継届	譲渡による承継	① 開設者の地位承継届 ② 営業の譲渡が行われたことを証する書類 ③ 譲受人が法人の場合は、登記事項証明書(原本提示)※ ¹ ④ 譲受人が外国人の場合は、住民票の写し (住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)
	相続による承継	① 開設者の地位承継届 ② 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)や除籍謄本(除籍全部事項証明書)※ ¹ など：被相続人の出生から死亡まで連続しており、被相続人と相続人全員との相続関係がわかるもの ③ 同意書：相続人が2人以上の場合
	法人の合併・分割による承継	① 開設者の地位承継届 ② 法人の合併の場合は合併後の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)※ ¹ ③ 法人の分割の場合は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)※ ¹

※¹ 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)・登記事項証明書などは6ヵ月以内のものとする。

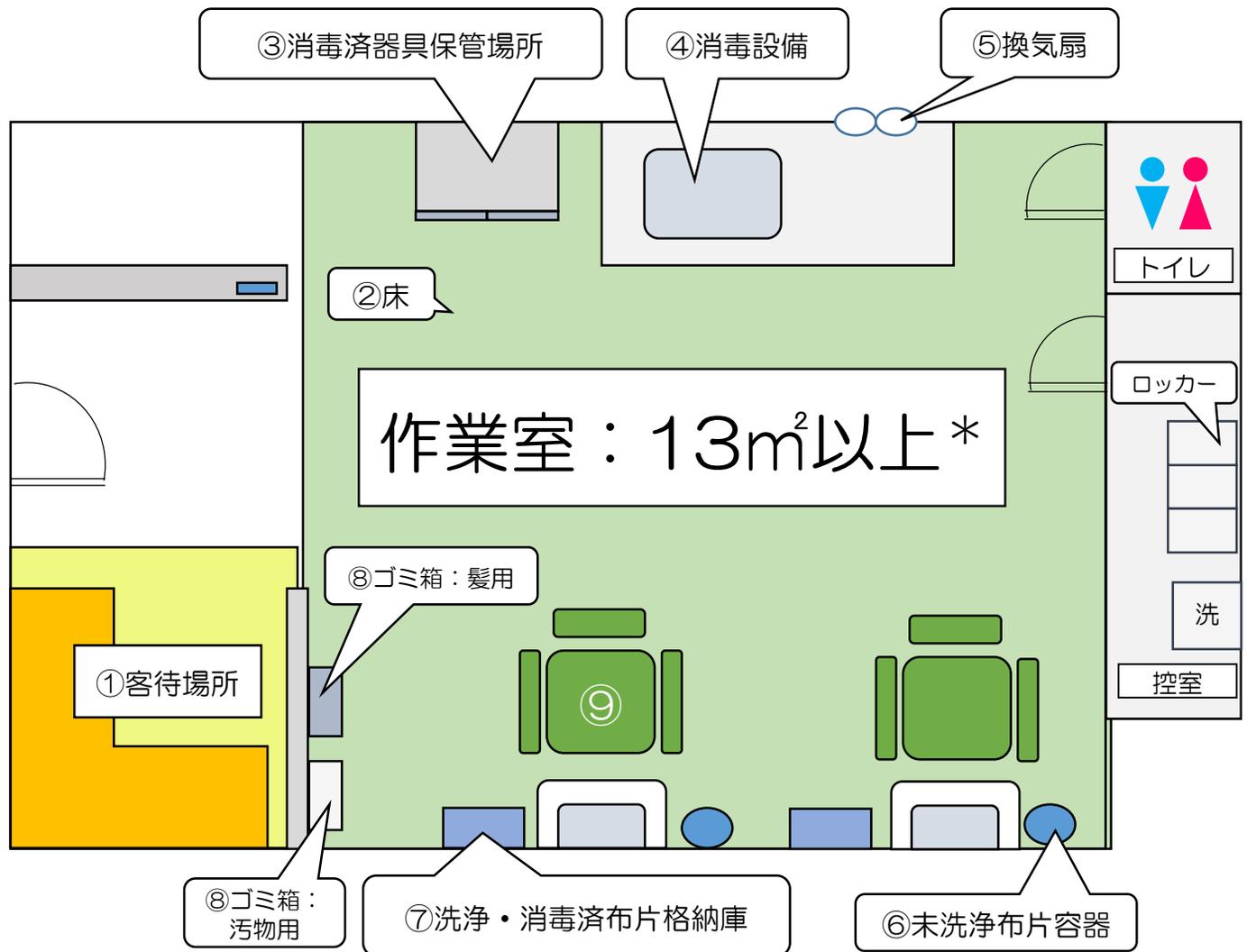
※² 理・美容師が2名以上いる理・美容所は管理理・美容師を置くこと。

※³ 結核・伝染性皮膚疾患の有無について医師が発行した3ヵ月以内のもの。

※⁴ 構造設備を増改築する場合は、工事着工前にご相談ください。

2. 衛生基準のチェック

理・美容所の見取り図(略版)



*作業室に必要な面積は、作業いすの台数によって変わります。
13m²の場合、いすの台数は、「理容所：3台」「美容所：6台」まで。
(詳細は次ページ、⑨の解説に書いてあります。)

理容所(例)

いす台数	3台	4台	5台	6台	7台
作業室面積	13m ²	17.9m ²	22.8m ²	27.7m ²	32.6m ²

美容所(例)

いす台数	6台	7台	8台	9台	10台
作業室面積	13m ²	16m ²	19m ²	22m ²	25m ²

(1) 衛生基準(構造設備編)

【理・法】 理容師法
 【理・規】 理容師法施行規則
 【理・条】 練馬区理容師法施行条例
 【美・法】 美容師法
 【美・規】 美容師法施行規則
 【美・条】 練馬区美容師法施行条例
 【指導(要)】 理容所及び美容所における衛生管理要領

設備のなまえ	内容	チェック欄☐
①客待場所	<ul style="list-style-type: none"> 作業室には、作業中の客以外みだりに出入りさせない。【理・条4-3】【美・条4-3】 作業室と明瞭に区分【指導(要)】 	☐
②床・腰板	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート、タイル、リノリウム又は板等不浸透性素材【理・規26-1】【美・規26-1】 	☐
③消毒済器具保管場所	<ul style="list-style-type: none"> 汚染を受けないように密閉された場所に保管 	☐
④消毒設備	<ul style="list-style-type: none"> 流水装置のある洗場【理・規26-2】【美・規26-2】 消毒薬・計量器具【理・規25】【美・規25】【指導(要)】 未消毒器具容器【理・条4-4】【美・条4-4】 消毒済器具容器【理・条4-4】【美・条4-4】 器具消毒用容器【指導(要)】 器具乾燥棚等を備える。 	☐
⑤採光・照明・換気	<ul style="list-style-type: none"> 採光、照明及び換気を十分に確保【理・法12-3】【美・法13-3】 作業場は、100LUX以上【理・規27-1】【美・規27-1】 	☐
⑥未洗浄布片容器		☐
⑦洗浄・消毒済布片格納庫	<ul style="list-style-type: none"> 汚染を受けないように、扉などがついた場所に保管 	☐
⑧毛髪箱・汚物箱	<ul style="list-style-type: none"> 各々別途に備える。【理・規26-3】【美・規26-3】 各々ふたつきのもの。【理・規26-3】【美・規26-3】 	☐
⑨いすの台数・作業室床面積	<ul style="list-style-type: none"> 1作業室の面積(トイレ・従業員控室等は除く)は、内寸で13㎡であること。【理・条4-1】【美・条4-1】 理容いすは、作業室面積13㎡の場合、3台まで。(1台増やすごとに4.9㎡を加えた面積以上とする。)【理・条4-2】 美容いすは、作業室面積13㎡の場合、6台まで。(1台増やすごとに3㎡を加えた面積以上とする。)【美・条4-2】 	☐

(2) 衛生基準(日常管理編)

【理・法】理容師法
 【理・規】理容師法施行規則
 【理・条】練馬区理容師法施行条例
 【美・法】美容師法
 【美・規】美容師法施行規則
 【美・条】練馬区美容師法施行条例
 【指導(要)】理容所及び美容所における衛生管理要領

項目	内容	チェック欄
換気	<ul style="list-style-type: none"> 理、美容所内の空気中の炭酸ガスを5000ppm以下に保つこと。(炭酸ガスは1000ppm以下が望ましい。また、一酸化炭素は10ppm以下が望ましい。) ※開放型の燃焼機器を使用する場合は、特に換気に注意すること。【理・規27-2】【美・規27-2】 	<input type="checkbox"/>
器具等の洗浄・消毒・保管	<ul style="list-style-type: none"> かみそり、はさみ、くし、ヘアブラシ等は一客ごとに洗浄し、適正に消毒したものを使用する。【理・法9-1.2】【美・法8-1.2】【理・規24】【美・規24】 てい毛用のカップその他、客の皮膚に接しない器具で客一人ごとに汚染するものは、常に清潔に保つ。【理・条3-7】【美・条3-7】 消毒薬は、随時取り換え、常に清潔に保つ。【理・条3-9】【美・条3-9】 洗浄・消毒済の器具・布片類は消毒済容器に入れ、使用済、未消毒の器具とは区別して清潔に保管する。【理・条3-6】【美・条3-6】 	<input type="checkbox"/>
タオル等の清潔	<ul style="list-style-type: none"> タオル、ネックペーパー等は清潔なものを使用し一客ごとに取り替える。【理・条3-4】【美・条3-4】 被布は、清潔な白色その他の目立ちやすい色の清潔な布片を使用する。【理・条3-5】【美・条3-5】 	<input type="checkbox"/>
保管場所の清潔	<ul style="list-style-type: none"> 器具・布片類の保管場所は週1回以上清掃し、清潔に保つ。 	<input type="checkbox"/>
施設の清潔	<ul style="list-style-type: none"> 施設は常に整理整頓・清掃をする。【理・法12-1】【美・法13-1】 洗髪器は常に清潔に保つ。【理・条3-8】【美・条3-8】 床などの毛髪は一客ごとに清掃し、蓋つきの容器に集める。【理・規26-3】【美・規26-3】 	<input type="checkbox"/>
作業衣と手指の清潔	<ul style="list-style-type: none"> 作業中は、白色その他汚れの目立ちやすい色の清潔な作業衣を着用する。【理・条3-1】【美・条3-1】 顔面作業の際は清潔なマスクを着用する。【理・条3-2】【美・条3-2】 身体は常に清潔に保つこと。【理・条3-3】【美・条3-3】 一客ごとに作業前に石けん・ブラシ等で手指を洗浄する。 	<input type="checkbox"/>
従業員管理、疾病の届出等 6	<ul style="list-style-type: none"> 従業員に異動があったときには、速やかに届け出ること。なお、資格者を雇い入れたとき、在職者が免許を取得したときは、免許証を提示し、医師の健康診断書を保健所に提供すること。【理・規20】【美・規20】 従業員が結核、皮膚疾患(トビヒ、シラクモ・疥癬等)、その他厚生労働大臣の指定する疾病にかかった場合、また治癒した場合医師の診断書を添えて保健所に届け出ること。【理・規20】【美・規20】 	<input type="checkbox"/>

3. 器具等の洗浄・消毒

かみそり、はさみ、くし、ヘアブラシ等は一客ごとに洗浄し、適正に消毒したものを使用する必要があります。

(1) 器具の使用サイクル



(2) 器具の消毒方法

ア.器具別 消毒方法早見表 (推奨)

器具	消毒方法
櫛(コーム)類	紫外線、逆性せっけん、グルコン酸クロルヘキシジン水溶液、両性界面活性剤水溶液
ゴム手袋	逆性せっけん、グルコン酸クロルヘキシジン水溶液、両性界面活性剤水溶液
はさみ	紫外線、エタノール、逆性せっけん、グルコン酸クロルヘキシジン水溶液、両性界面活性剤水溶液
ピンセット	煮沸、蒸気、エタノール、逆性せっけん、グルコン酸クロルヘキシジン水溶液、両性界面活性剤水溶液
かみそり	煮沸、エタノール

(ア) **かみそり**や**血液の付着した**器具類また血液が付着した**疑いのある**器具類は、感染症を予防するために殺菌力の強い薬剤や熱により消毒を行う必要があります。

(イ) **血液が付着した疑いのない**器具・タオル類は、様々な方法で消毒を行うことができます。器具にあった消毒を行いましょ

エタノール(76.9~81.4%)
薬液に10分間以上浸す

次亜塩素酸ナトリウム
0.1%以上の薬液に10分間以上浸す

煮沸消毒
沸騰後後2分間以上煮沸する

エタノール(76.9~81.4%)
薬液を含ませた綿・ガーゼで表面を拭く

次亜塩素酸ナトリウム
0.01%以上の薬液に10分間以上浸す

煮沸消毒
沸騰後2分間以上煮沸する

逆性せっけん液(ベンザルコニウム塩化物)
0.1%以上の薬液に10分間以上浸す

グルコン酸クロルヘキシジン
0.05%以上の薬液に10分間以上浸す

両性界面活性剤
0.1%以上の薬液に10分間以上浸す

紫外線照射(85 μ w/cm²以上)
20分間以上照射する

蒸気消毒(80℃以上)
10分間以上湿熱に触れさせる



イ.各消毒方法の特徴

安全でかつ簡単、消毒液として一番使われている薬剤。

エタノール

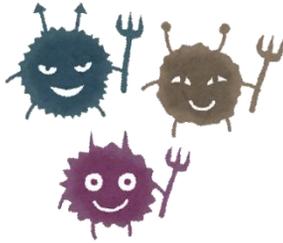
特徴：結核菌やウイルス、多くの細菌などを殺す。
毒性が弱い。
ゴムや一部のプラスチックなどを溶かす。



人体に対して毒性・刺激性は少ないが消毒力は強い。

逆性石けん・両性界面活性剤

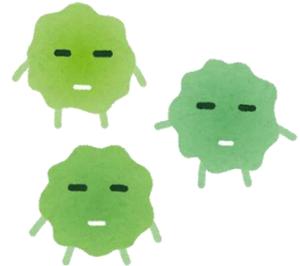
特徴：有機物がないときの消毒力は強いが、大量に有機物があるときは、大幅に低下する。
逆性石けんは、結核菌や大多数のウイルス・芽胞には効果がない。ただし、両性界面活性剤は結核菌に対して効果がある。



ウイルスなどには効果が低い幅広い細菌に効果あり。

グルコン酸クロルヘキシジン

特徴：毒性が弱く、使いやすい。
栄養型の細菌には、幅広く効果があり、応用範囲が広い。
芽胞や結核菌・ウイルスなどには効果が低い。
石けんがあると殺菌力が弱くなる。



経費をかけず短時間殺菌。

煮沸

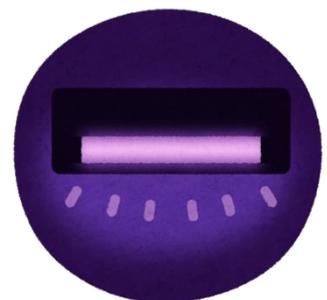
特徴：短時間で毒性もなく殺菌できる。
刃物類の切れ味が悪くなる可能性、プラスチックが変形する可能性あり。



においもつかずあらゆる微生物に有効。

紫外線

特徴：あらゆる微生物に効果がある。
物体の表面は殺菌できるが深部・陰の部分は効果が薄い。
プラスチックの種類によっては劣化する。
ライトに使用期限（2000～4000時間）があるため、期限内に交換する必要がある。
例）1日30分×2回使用の場合、5年～8年で交換。



4.理・美容所の重複開設

平成28年4月1日から以下の条件を満たす場合に限り、同一の場所で理容所および美容所を開設することができるようになりました。

- ①理容所および美容所に必要な衛生上の要件を満たしていること。
- ②理容師および美容師双方の資格を持つ施術者のみからなる事業所であること。
- ③管理理容師の資格を持つ人、管理美容師の資格を持つ人の両方がいること※。

★管理理容師および管理美容師の両方の資格を持つ場合に限り、1人でも可。

(※従事者が1人だけの場合は、管理理容師・管理美容師の設置は必要ありません。)

【開設パターン】

- パターン1：管理理容師・管理美容師の者がそれぞれおり、全員が理・美容師免許を持っているため開設可能。

管理理容師
理容師
美容師



管理美容師
理容師
美容師



理容師
美容師



- パターン2：管理理・美容師の免許を一人が保有し、全員が理・美容師免許を持っているため開設可能。

管理理容師
管理美容師
理容師
美容師



理容師
美容師



- ✕ パターン3：1名が理容師免許を持っていないため開設不可。

管理理容師
管理美容師
理容師
美容師



理容師
美容師



美容師



5.理・美容師の出張

【理・法】理容師法
 【理・令】理容師法施行令
 【理・条】練馬区理容師法施行条例

【美・法】美容師法
 【美・令】美容師法施行令
 【美・条】練馬区美容師法施行条例



- ①理容・美容行為は、理容師・美容師の資格者以外が行ってはいけません。【理・法6】【美・法6】
- ②理容師・美容師は、**保健所の検査を受けた施設以外**で理容・美容行為を行ってはいけません。【理・法6-2】【美・法7】

しかし、例外として以下の4つの場合は、保健所の検査を受けた施設以外でも理容、美容行為を行うことができます。【理・法6-2】【美・法7】【理・令4】【美・令4】】【理・条5】【美・条5】

出張で理容・美容行為ができる場合

- ①疾病その他の理由により、理容所、美容所に**来ることができない者**に対して施術を行う場合
 例 1.疾病の状態がある場合、要介護状態にある者
 2.自宅等において、常時、家族である乳幼児の育児又は重度の要介護状態にある高齢者等の介護をおこなっている場合
- ②**婚礼その他の儀式**に参列する者に対して、儀式の直前に施術を行う場合
- ③**社会福祉施設など**の入所者に対して施術を行う場合
- ④**演劇**に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合

※法令で規定した特別な事情に当たらない者に対して、出張業務を行うと**業務停止**の処分を受けることがあります。注意して下さい。



出張する場合にも衛生管理については、注意が必要です。
 詳しくは**保健所までお問い合わせ下さい。**



(参考)

理・美容師免許証の変更

1. 問い合わせ先

免許の書き換えや再発行に必要な書類や手数料については、以下の担当部署にお問い合わせください。

〒151-8602

東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01（8F）

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 業務部（免許登録）

電話 03-5579-6878

※令和5年7月1日より所在地・電話番号が変更となりました



2. 手続きが必要となる事項

- (1) 氏名または本籍地を変更したとき
- (2) 免許証を汚損、紛失したとき
- (3) 死亡（失そう宣告）したとき・ 免許が不要となったとき



免許証以外のご相談は、練馬区保健所までお問い合わせください。

理容所・美容所のでびき（改訂第4版）

令和5年（2023年）12月13日 発行

編集・発行

練馬区保健所生活衛生課環境衛生監視担当係

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

電話 03（5984）2485

FAX 03（5984）1211